

平成30年度版

# 「ことばの教室」をご存じですか？

仙台市教育委員会特別支援教育課

「ことばの教室」は、言葉に課題のある児童のために、市内の小学校12校に設置された教室のことです。その歴史は古く、昭和28年に通町小学校で課外授業として始められ、昭和33年に全国初の言語障害特殊学級として認可されたことに端を発しています。平成5年から市内すべてのことばの教室が、通級指導教室（言語）に切り替えられて現在に至っています。

通級指導教室の最大の特徴は、対象となる児童のニーズに合わせて対応できることです。指導の対象となる児童がより積極的に利用できるよう、このプリントをご活用ください。

## 1 ことばの教室の特徴

- ◇ 普段の生活や学習は通常の学級で行い、決まった時間に通って言葉の課題の改善・克服に向けた特別の指導を受けます。
- ◇ ことばの教室が設置されている学校の児童だけでなく、他の学校の児童も同様の指導を受けることができます。
- ◇ 個別指導を原則としますが、実態に応じて一部小集団で行うこともあります。
- ◇ 年間を通じていつでも通い始めることができ、状態に応じていつでも終了できます。

## 2 対象となる児童

- ◇ 市内の小学校の通常の学級に在籍し、そこでの学習におおむね参加できる児童のうち、次のような言葉の課題のある児童（他の障害に起因するものは除きます）。
  - ① 発音の誤りのある児童（口蓋裂による発音の課題を含む）
    - ・置き換え：「サカナ」を「タカナ」, 「センセイ」を「テンテー」など
    - ・省略：「ブランコ」を「ブアンコ」, 「プロペラ」を「プオペア」など
    - ・歪み：日本語にない音への置き換えともいえるもの
  - ② 話し方に課題のある児童
    - ・吃音に代表されるように、話し方のリズムや滑らかさに課題のある児童
  - ③ 言語発達に課題のある児童
    - ・文の構成や語い、意味の理解、表現など言葉の基礎的・基本的事項の発達の課題（主たる課題が言語面にある学習障害児等の言語指導を含む）
  - ④ その他、嗄声（かすれ声）などの声の異常、かん黙、失語症などの言葉の課題のある児童

上記①、②については、発達障害のある児童でも指導の対象となる場合もあります。

### 3 ことばの教室での指導

- ◇ 言葉の課題の改善・克服を目指した「自立活動」の指導が中心となります。また、この目的を達成するために、特に必要な場合には国語の音読や音楽の歌唱など、教科の内容を取り扱うことがあります。(単なる教科学習の遅れを補う指導は除きます)
- ◇ 年間35～280時間(週平均1～8時間)、通級による指導を行います。指導は、原則として児童の授業時間の中で行い、他校からの通級は保護者に付き添っていただきます。
- ◇ 児童の言葉の課題は一人一人異なりますが、話すことや自己を表現すること、人とかかわることの課題につながっていることがしばしば見られます。そこで、通常の学級での生活や学習の様子にも目を向け、学級担任や保護者と連携しながら指導を進めます。

### 4 ことばの教室での指導を受けるには・・・まずは教育相談を

- ◇ 言葉の課題の評価には、視力や聴力のように客観的な指標がありません。そこで、児童や保護者の悩みを受け止め児童の実態をより適切に把握するために、最寄のことばの教室で教育相談を受けていただくことが必要になります。
- ◇ 通級の対象と思われる場合には、このプリントを参考に保護者と担任とでよく話し合い、在籍校を通して特別支援教育課(214-8879)に、ことばの教室での教育相談をお申し込みください。
- ◇ 教育相談の際の様子などを参考に仙台市就学支援委員会で審議され、通級による指導の開始が決まります。(審議はおおむね2か月に1度行われます。)
- ◇ 在籍校からの距離や指導校の状況(受け入れの余裕)などを勘案して、教育相談や通級による指導を受け入れる学校を、下記の学校の中から教育委員会で決定します。

#### ◎ ことばの教室のある学校

- |             |            |           |            |
|-------------|------------|-----------|------------|
| ■東二番丁小学校(1) | ■通町小学校(1)  | ■燕沢小学校(1) | ■将監小学校(1)  |
| ■木町通小学校(2)  | ■長町小学校(1)  | ■広瀬小学校(1) | ■寺岡小学校(1)  |
| ■南材木町小学校(1) | ■四郎丸小学校(1) | ■黒松小学校(2) | ■長町南小学校(2) |

( )は担当教員数

◎ 言葉の課題が他の障害による場合や発達全体にかかわる場合、幼児・中学生・外国から来た児童など、ことばの教室の対象以外の子供の言葉の相談は、次の機関で行っています。

- 仙台市北部発達相談支援センター(北部アーチル) 375-0110
- 仙台市南部発達相談支援センター(南部アーチル) 247-3801
- 仙台市「教育相談室」 214-0002(教育相談専用)
- 教育局教育指導課 214-8897(教育課程係)

……日本語をうまく話せない外国人子女や帰国子女の日本語指導

お子さんの言葉のことで心配されている保護者の方に、コピーしてご紹介ください。